

貸付の種類	貸付対象事業	貸付条件						利率の種類	償還の方法		
		固定金利方式			利率見直し方式						
		償還期限 年以内	据置期間 年以内	利率 %	償還期限 年以内	据置期間 年以内	利率 %				
一般貸付	一般会計債	公 共 事 業 等	—			—			機構特別利率	半年賦元利均等償還 又は 半年賦元金均等償還	
		道 路	20	5	0.300	20	5	0.020			
		学 校 教 育 施 設 等 整 備 (太 陽 光 発 電 整 備)	15	3	0.100	15	3	0.020			
		社 会 福 祉 施 設 整 備	25	3	0.300	25	3	0.020			
		公 営 住 宅	25	5	0.400	25	5	0.020			
		教 育 ・ 福 祉 施 設 等 整 備 事 業	—			—					
		学 校 教 育 施 設 等 整 備 事 業	—			—					
		義 務 教 育 諸 学 校 及 び 高 等 学 校 等 施 設	25	3	0.300	25	3	0.020			
		幼 稚 園 そ の 他 の 学 校 施 設 等	25	3	0.300	25	3	0.020			
		社 会 福 祉 施 設 整 備	25	3	0.300	25	3	0.020			
		一 般 廃 棄 物 処 理 事 業	20	3	0.300	20	3	0.020			
		一 般 単 独	—			—					
		一 般	—			—					
		地 域 総 合 整 備 資 金 貸 付 事 業	15	5	0.100	15	5	0.020			
		被 災 施 設 復 旧 関 連 事 業	30	5	0.400	30	5	0.020			
		河 川 等 分	20	5	0.300	20	5	0.020			
		臨 時 高 等 学 校 改 築 等 分	30	5	0.400	30	5	0.020			
		出 資 金 ・ 貸 付 金 ・ 負 担 金	30	5	0.400	30	5	0.020			
		地 域 活 性 化	30	5	0.400	30	5	0.020			
		防 災 対 策	20	5	0.300	20	5	0.020			
		地 方 道 路 等 整 備	20	5	0.300	20	5	0.020			
		合 併 特 例	—			—					
		緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業	30	5	0.400	30	5	0.020			
		公 共 施 設 等 適 正 管 理 推 進	—			—					
		緊 急 自 然 災 害 防 止 対 策 事 業	—			—					
		過 疎 対 策 事 業	—			—					
		簡 易 水 道 施 設 ・ 下 水 道 処 理 施 設 ・ 港 湾 施 設	30	5	0.400	40	5	0.020			
		出 資 及 び 上 記 以 外 の 施 設	30	5	0.400	30	5	0.020			
		過 疎 地 域 自 立 促 進 特 別 事 業	12	3	0.040	12	3	0.020			
		臨 時 財 政 対 策 債	—			—					
		都 道 府 県 ・ 指 定 都 市 対 する 貸 付 け	—	—	—	30	3	0.020			
		上 記 以 外 の 地 方 公 共 団 体 対 する 貸 付 け	—	—	—	20	3	0.020			
		水 道	—			—					
		上 水 道	30	5	0.400	40	5	0.020			
		簡 易 水 道	—			—					
		交 通	—			—					
		一 般 交 通	—			—					
		バ ス	5	1	0.002	—	—	—			
		電 車	13	3	0.050	13	3	0.020			
		車 庫 ・ 営 業 所	20	5	0.300	30	5	0.020			
		連 絡 船	15	3	0.100	15	3	0.020			
		高 速 鉄 道	30	5	0.400	40	5	0.020			
		病 院	—			—					
		病 院 ・ 診 療 所 ・ 看 護 師 宿 舎 ・ 職 員 宿 舎	30	5	0.400	30	5	0.020			
		そ の 他	10	2	0.006	10	2	0.002			
		下 水 道	30	5	0.400	40	5	0.020			
		工 業 用 水 道	30	5	0.400	40	5	0.020			
		電 気	—			—					
		水 力 発 電	30	5	0.400	30	5	0.020			
		廃 棄 物 発 電 ・ ご み 固 形 燃 料 発 電	15	3	0.100	15	3	0.020			
		風 力 発 電	17	3	0.200	17	3	0.020			
		太 陽 光 発 電	17	3	0.200	17	3	0.020			
		ガ ス	25	5	0.400	25	5	0.020			
		港 湾 整 備	—			—					
		埋 立	30	5	0.500	40	5	0.200			
		上 屋 ・ 倉 庫 ・ 貯 木 場	30	3	0.500	31	3	0.200			
		荷 役 機 械 ・ 引 船	17	3	0.300	17	3	0.200			
		介 護 サ ー ビ ス	30	5	0.400	30	5	0.020			
		市 場	30	5	0.400	40	5	0.020			
		と 畜 場	30	5	0.400	30	5	0.020			
		観 光 施 設	—			—					
		水 族 館 ・ 動 物 園 舎 等 の 建 築 物	18	3	0.300	18	3	0.200			
		上 記 以 外 の 施 設	10	3	0.150	10	3	0.080			
		駐 車 場	20	3	0.300	20	3	0.020			
		産 業 廃 棄 物 処 理	10	3	0.150	10	3	0.080			
		同意・許可前貸付	長期貸付の対象事業すべて	原則として長期貸付に振り替える日		0.080	—				基準利率

備考1 上記に掲げる利率は、「半年賦元利均等償還」、かつ利率見直し方式は「10年ごと見直し」(ただし、償還期限10年以内の事業は「5年ごと見直し」とする。)である場合の、各事業ごとの最長償還期限及び据置期間のものである。

備考2 公営住宅事業の償還期限は、東日本大震災対策、熊本地震対策、平成30年7月豪雨対策及び令和元年台風第19号対策に係るもの(東日本大震災、熊本地震、平成30年7月豪雨及び令和元年台風第19号に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律関連)については、「30年以内」とする。

備考3 過疎対策事業の簡易水道施設、下水道処理施設及び港湾施設のうち、公営企業債の対象とならない普通会計で実施する事業の償還期限は、30年以内とする。

備考4 「出資金・貸付金・負担金」については、東日本大震災に係る災害援護資金貸付金分に限る。(償還期限15年以内、据置期間8年以内)

備考5 「出資金・貸付金・負担金」のうち貸付金の償還期限及び据置期間の設定に当たっては、当該貸付金の償還期限及び据置期間を上回らないこととする。

備考6 資本費平準化債の貸付条件については、各貸付対象事業ごとの貸付条件に準ずる。

備考7 一般会計出資債の償還期限は、30年以内とする。

備考8 利率見直し方式は借入後5年ごと、10年ごと、15年ごと、20年後又は30年後に利率の見直しを行うものとする。(ただし、臨時財政対策債については借入後5年ごと又は10年ごとの見直しとする。)

貸付の種類	貸付対象事業	貸付条件						利率の種類	償還の方法	
		固定金利方式			利率見直し方式					
		償還期限 年以内	据置期間 年以内	利率 %	償還期限 年以内	据置期間 年以内	利率 %			
一般貸付	一般会計債	公 共 事 業 等	—			—			機構特別利率	半年賦 元利均等償還 又は 半年賦 元金均等償還
		道 路	20	5	0.300	20	5	0.020		
		学 校 教 育 施 設 等 整 備 (太 陽 光 発 電 整 備)	15	3	0.100	15	3	0.020		
		社 会 福 祉 施 設 整 備	25	3	0.300	25	3	0.020		
		公 営 住 宅	25	5	0.400	25	5	0.020		
		教 育 ・ 福 祉 施 設 等 整 備 事 業	—			—				
		学 校 教 育 施 設 等 整 備 事 業	—			—				
		義 務 教 育 諸 学 校 及 び 高 等 学 校 等 施 設	25	3	0.300	25	3	0.020		
		幼 稚 園 そ の 他 の 学 校 施 設 等	25	3	0.300	25	3	0.020		
		社 会 福 祉 施 設 整 備	25	3	0.300	25	3	0.020		
		一 般 廃 棄 物 処 理 事 業	20	3	0.300	20	3	0.020		
		一 般 単 独	—			—				
		一 般	—			—				
		地 域 総 合 整 備 資 金 貸 付 事 業	15	5	0.100	15	5	0.020		
		被 災 施 設 復 旧 関 連 事 業	30	5	0.400	30	5	0.020		
		河 川 等 分	20	5	0.300	20	5	0.020		
		臨 時 高 等 学 校 改 築 等 分	30	5	0.400	30	5	0.020		
		出 資 金 ・ 貸 付 金 ・ 負 担 金	30	5	0.400	30	5	0.020		
		地 域 活 性 化	30	5	0.400	30	5	0.020		
		防 災 対 策	20	5	0.300	20	5	0.020		
		地 方 道 路 等 整 備	20	5	0.300	20	5	0.020		
		合 併 特 例	30	5	0.400	30	5	0.020		
		緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業	30	5	0.400	30	5	0.020		
		公 共 施 設 等 適 正 管 理 推 進	30	5	0.400	30	5	0.020		
		緊 急 自 然 災 害 防 止 対 策 事 業	30	5	0.400	30	5	0.020		
		過 疎 対 策 事 業	—			—				
		簡 易 水 道 施 設 ・ 下 水 道 処 理 施 設	30	5	0.400	40	5	0.020		
		診 療 施 設	30	5	0.400	30	5	0.020		
		臨 時 財 政 対 策 債	—			—				
		都 道 府 県 ・ 指 定 都 市 に 対 す る 貸 付 け	—	—	—	30	3	0.020		
		上 記 以 外 の 地 方 公 共 団 体 に 対 す る 貸 付 け	—	—	—	20	3	0.020		
		水 道	—			—				
		上 水 道	30	5	0.400	40	5	0.020		
		簡 易 水 道	30	5	0.400	40	5	0.020		
		交 通	—			—				
		一 般 交 通	—			—				
		バ ス	5	1	0.002	—	—	—		
		電 車	13	3	0.050	13	3	0.020		
		車 庫 ・ 営 業 所	20	5	0.300	30	5	0.020		
		連 絡 船	15	3	0.100	15	3	0.020		
		高 速 鉄 道	30	5	0.400	40	5	0.020		
		病 院	—			—				
		病 院 ・ 診 療 所 ・ 看 護 師 宿 舎 ・ 職 員 宿 舎	30	5	0.400	30	5	0.020		
		そ の 他	10	2	0.006	10	2	0.002		
		下 水 道	30	5	0.400	40	5	0.020		
工 業 用 水 道	30	5	0.400	40	5	0.020				
電 気	—			—						
水 力 発 電	30	5	0.400	30	5	0.020				
廃 棄 物 発 電 ・ ご み 固 形 燃 料 発 電	15	3	0.100	15	3	0.020				
風 力 発 電	17	3	0.200	17	3	0.020				
太 陽 光 発 電	17	3	0.200	17	3	0.020				
ガ ス	25	5	0.400	25	5	0.020				
港 湾 整 備	—			—						
埋 立	30	5	0.500	40	5	0.200				
上 屋 ・ 倉 庫 ・ 貯 木 場	30	3	0.500	31	3	0.200				
荷 役 機 械 ・ 引 船	17	3	0.300	17	3	0.200				
介 護 サ ー ビ ス	30	5	0.400	30	5	0.020				
市 場	30	5	0.400	40	5	0.020				
と 畜 場	30	5	0.400	30	5	0.020				
観 光 施 設	—			—						
水 族 館 ・ 動 物 園 舎 等 の 建 築 物	18	3	0.300	18	3	0.200				
上 記 以 外 の 施 設	10	3	0.150	10	3	0.080				
駐 車 場	20	3	0.300	20	3	0.020				
産 業 廃 棄 物 処 理	10	3	0.150	10	3	0.080				
同意・許可前貸付	長 期 貸 付 の 対 象 事 業 す べ て	原則として長期貸付に振り替える日		0.080	—		基 準 利 率			

備考1 上記に掲げる利率は、「半年賦元利均等償還」、かつ利率見直し方式は「10年ごと見直し」(ただし、償還期限10年以内の事業は「5年ごと見直し」とする。)である場合の、各事業ごとの最長償還期限及び同据置期間のものである。

備考2 公営住宅事業の償還期限は、東日本大震災対策、熊本地震対策及び平成30年7月豪雨対策に係るもの(東日本大震災、熊本地震及び平成30年7月豪雨に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律関連)については、「30年以内」とする。

備考3 過疎対策事業の簡易水道施設及び下水道処理施設のうち、公営企業債の対象とならない普通会計で実施する事業の償還期限は、30年以内とする。

備考4 「出資金・貸付金・負担金」については、東日本大震災に係る災害援護資金貸付金分に限る。(償還期限15年以内、据置期間8年以内)

備考5 「出資金・貸付金・負担金」のうち貸付金の償還期限及び据置期間の設定に当たっては、当該貸付金の償還期限及び据置期間を上回らないこととする。

備考6 資本費平準化債の貸付条件については、各貸付対象事業ごとの貸付条件に準ずる。

備考7 一般会計出資債の償還期限は、30年以内とする。

備考8 利率見直し方式は借入後5年ごと、10年ごと、15年ごと、20年後又は30年後に利率の見直しを行うものとする。(ただし、臨時財政対策債については借入後5年ごと又は10年ごとの見直しとする。)

備考9 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債を貸付の対象とする。この事業の償還期限及び据置期間は、建設される施設を本表により分類した場合に属することとなる施設(事業(合併特例事業を除く。))の償還期限及び据置期間とする。本表により分類した場合のいずれにも属さないときは、財政融資資金法(昭和26年法律第100号)第10条第1項第6号の規定による貸付の償還期限及び据置期間とする。

貸付の種類	貸付対象事業	貸付条件						利率の種類	償還の方法			
		固定金利方式			利率見直し方式							
		償還期限 年以内	据置期間 年以内	利率 %	償還期限 年以内	据置期間 年以内	利率 %					
一般貸付	一般会計債	公共事業等	—			—			機構特別利率	半年賦元利均等償還 又は 半年賦元金均等償還		
		道路	20	5	0.300	20	5	0.020				
		学校教育施設等整備(太陽光発電整備)	15	3	0.100	15	3	0.020				
		社会福祉施設整備	20	3	0.300	20	3	0.020				
		公営住宅	25	5	0.400	25	5	0.020				
		教育・福祉施設等整備事業	—			—						
		学校教育施設等整備事業	—			—						
		義務教育諸学校及び高等学校等施設	25	3	0.300	25	3	0.020				
		幼稚園その他の学校施設等	20	3	0.300	20	3	0.020				
		社会福祉施設整備	20	3	0.300	20	3	0.020				
		一般廃棄物処理事業	15	3	0.100	15	3	0.020				
		一般単独	—			—						
		—	—			—						
		地域総合整備資金貸付事業	15	5	0.100	15	5	0.020				
		被災施設復旧関連事業	30	5	0.400	30	5	0.020				
		河川等	20	5	0.300	20	5	0.020				
		臨時高等学校改築等	30	5	0.400	30	5	0.020				
		出資金・貸付金、負担金	30	5	0.400	30	5	0.020				
		地域活性化	30	5	0.400	30	5	0.020				
		防災対策	30	5	0.400	30	5	0.020				
		地方道路等整備	20	5	0.300	20	5	0.020				
		合併特例	30	5	0.400	30	5	0.020				
		緊急防災・減災事業	30	5	0.400	30	5	0.020				
		公共施設等適正管理推進	30	5	0.400	30	5	0.020				
		過疎対策事業	30	5	0.400	40	5	0.020				
		臨時財政対策債	—			—						
		都道府県・指定都市に対する貸付け	—	—	—	30	3	0.020				
		上記以外の地方公共団体に対する貸付け	—	—	—	20	3	0.020				
		水道	—			—						
		上水道	30	5	0.400	40	5	0.020				
		簡易水道	30	5	0.400	40	5	0.020				
		交通	—			—						
		一般交通	—			—						
		バス	5	1	0.002	—	—	—				
		電車	13	3	0.050	13	3	0.020				
		車庫・営業所	20	5	0.300	30	5	0.020				
		連絡船	15	3	0.100	15	3	0.020				
		高速鉄道	30	5	0.400	40	5	0.020				
		病院	—			—						
		病院・診療所・看護師宿舎・職員宿舎	30	5	0.400	30	5	0.020				
		その他	10	2	0.006	10	2	0.002				
		下水道	30	5	0.400	40	5	0.020				
		工業用水	30	5	0.400	40	5	0.020				
		電気	—			—						
		水力発電	30	5	0.400	30	5	0.020				
		廃棄物発電・ごみ固形燃料発電	15	3	0.100	15	3	0.020				
		風力発電	17	3	0.200	17	3	0.020				
		太陽光発電	25	5	0.400	25	5	0.020				
		港湾整備	—			—						
		埋立	30	5	0.500	40	5	0.200				
		上屋・倉庫・貯木場	30	3	0.500	31	3	0.200				
		荷役機械・引船	17	3	0.300	17	3	0.200				
		介護サービス	30	5	0.400	30	5	0.020				
		市場	30	5	0.400	40	5	0.020				
		と畜場	30	5	0.400	30	5	0.020				
		観光施設	—			—						
		水族館・動物園舎等の建築物	18	3	0.300	18	3	0.200				
		上記以外の施設	10	3	0.150	10	3	0.080				
		駐車場	20	3	0.300	20	3	0.020				
		産業廃棄物処理	10	3	0.150	10	3	0.080				
		同意・許可前貸付	長期貸付の対象事業すべて	原則として長期貸付に振り替える日			0.080	—			基準利率	

備考1 上記に掲げる利率は、「半年賦元利均等償還」かつ利率見直し方式は「10年ごと見直し」(ただし、償還期限10年以内の事業は「5年ごと見直し」とする。)である場合の、各事業ごとの最長償還期限及び据置期間のものである。

備考2 公営住宅事業の償還期限は、東日本大震災対策及び熊本地震対策に係るもの(東日本大震災、熊本地震に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律関連)については、「30年以内」とする。

備考3 過疎対策事業の貸付対象は、簡易水道施設及び下水道処理施設とする。なお、公営企業債の対象とならない普通会計で実施する事業の償還期限は、30年以内とする。

備考4 「出資金・貸付金、負担金」については、東日本大震災に係る災害援護資金貸付金に限る。(償還期限15年以内、据置期間8年以内)

備考5 「出資金・貸付金、負担金」のうち貸付金の償還期限及び据置期間の設定に当たっては、当該貸付金の償還期限及び据置期間を上回らないこととする。

備考6 資本費平準化債の貸付条件については、各貸付対象事業ごとの貸付条件に準ずる。

備考7 一般会計出資債の償還期限は、30年以内とする。

備考8 利率見直し方式は借入後5年ごと、10年ごと、15年ごと、20年後又は30年後に利率の見直しを行うものとする。(ただし、臨時財政対策債については借入後5年ごと又は10年ごとの見直しとする。)

備考9 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債を貸付けの対象とする。この事業の償還期限及び据置期間は、建設される施設を本表により分類した場合に属することとなる施設(事業(合併特例事業を除く。))の償還期限及び据置期間とする。本表により分類した場合のいずれにも属さないときは、財政融資資金法(昭和26年法律第100号)第10条第1項第6号の規定による貸付けの償還期限及び据置期間とする。